第百七十四条の二第一項に規定する違反行為（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。）	第百七十四条の二第一項	第百七十四条の二第一項各号に掲げる額の合計額
第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為	第百七十四条の二の二第一項	第百七十四条の二の二第一項各号に掲げる額の合計額
第百七十四条の三第一項に規定する違反行為	第百七十四条の三第一項	第百七十四条の三第一項各号に掲げる額の合計額
第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反する売買等（同条第一項に規定する売買等をいう。）	第百七十五条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）	第百七十五条第一項各号（同条第十項において準用する場合を含む。）に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等（同条第一項に規定する特定株券等又は関連株券等に係る買付け等をいう。）又は株券等に係る売付け等（同条第一項に規定する株券等に係る売付け等をいう。）	第百七十五条第二項	第百七十五条第二項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反する対象特定暗号資産等に係る売買等（同条第一項に規定する売買等をいう。以下この表において同じ。）	第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）	第百七十五条の三第一項各号（同条第十二項において準用する場合を含む。）に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反する対象暗号資産等に係る売買等	第百七十五条の三第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）	第百七十五条の三第二項各号（同条第十三項において準用する場合を含む。）に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十一条の九第一項又は第三項の規定に違反する暗号資産等に係る売付け等（同条第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等をいう。）又は暗号資産等に係る買付け等（同条第一項に規定する暗号資産等に係る買付け等をいう。）	第百七十五条の三第三項	第百七十五条の三第三項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）

第百七十六条第一項及び第二項中「一万円」を「一円」に改め、同条第四項中「特定関与者」の下に「、第百七十二条の十三に規定する者、第百七十二条の十四第一項に規定する特定暗号資産発行者、第百七十二条の十五各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の十六第一項から第四項までに規定する特定暗号資産発行者、第百七十二条の十七各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の十八各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の十九各項に規定する金融商品取引業者」を、「第百七十三条第一項に規定する違反者」及び「第百七十四条第一項に規定する違反者」の下に「（第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）」を、「第百七十四条の二第一項に規定する違反者を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）、第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者」を加え、「同条第九項」を「同条第十項」に、「前条第一項」を「第百七十五条の二第一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「又は同条第十四項」を「、同条第十五項」に改め、「公開買付者等」の下に「、第百七十五条の三第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第三項に規定する者、同条第十二項に規定する特定暗号資産発行者、同条第十三項に規定する金融商品取引業者、第百七十五条の四第一項に規定する特定暗号資産発行者、同条第二項に規定する違反者、同条第三項に規定する違反者、同条第十九項に規定する特定暗号資産発行者、同条第二十項に規定する金融商品取引業者、同条第二十一項に規定する大量売買者又は前条に規定する者」を加える。

第百七十七条第一項中「第百七十四条の二第一項」の下に「、第百七十四条の二の二第一項」を加え、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二項又は」を「第二項、」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「の規定」を「、第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）又は第百七十五条の五の規定」に改める。

第六章の二第二節の節名を次のように改める。

第二節　審判手続等

第六章の二第二節中第百七十八条の前に次の二条を加える。

（課徴金に係る事実の報告等）

第百七十七条の二　内閣総理大臣は、第百八十五条の七第二十二項の表の第一欄に掲げる者から内閣府令で定めるところにより同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実の報告及び資料の提出を受けたときは、当該事実の報告及び資料の提出をした者（次項及び次条において「報告者」という。）に対し、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨並びに当該事実の報告及び資料の提出が同表の第三欄に掲げる処分が行われる前にされたものであるか否かの別を通知するものとする。

2　内閣総理大臣は、次条第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）をした場合を除き、前項の規定による報告及び資料の提出を受けた事実に係る事件について審判手続開始の決定をするまでの間、報告者に対し、当該事件に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

（課徴金に係る事実の報告に関する協議等）

第百七十七条の三　内閣総理大臣は、報告者から次に掲げる行為についての協議の申出があったときは、報告者との間で協議を行うものとし、前条第一項の規定により報告者が報告し、又は提出した事実及び資料により得られ、並びに報告者が第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして内閣府令で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、内閣府令で定めるところにより、報告者との間で、報告者が同号に掲げる行為をし、かつ、内閣総理大臣が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一　次に掲げる行為

イ　当該協議において、内閣総理大臣に対し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。

ロ　前条第一項の規定による事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実若しくは資料に関し、内閣総理大臣の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、内閣総理大臣による報告者の物件の検査（ハ及び次項第一号ロにおいて「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

ハ　内閣総理大臣による調査により判明した事実に関し、内閣総理大臣の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。